

持続可能な地域経済を達成するための 地域金融機関の情報開示と預金者の役割



近畿大学経営学部准教授 中岡 孝剛

～要旨～

過去 20 年に及ぶ地域金融行政の方針は、一貫して金融仲介機能の回復とさらなる発揮である。本稿では、まず地域金融機関が抱える経営課題について、過去から現在への地域金融行政の変遷をもとに整理を行う。そのうえで、近年重視されている「顧客との共通価値の創造」の実現に対して、地域の預金者が果たす役割に議論する。本稿では、第 1 に、預金者には自らの資金（預金）が創出する付加価値について理解する姿勢が必要であること、第 2 に、このような預金者の姿勢に対して、地域金融機関は預金がどのように地域経済に還元されて、付加価値を生んでいるのかのベンチマーク指標を積極的に情報開示すべきということ、そして第 3 に、地域の預金者は利害関係者として、これらのベンチマーク指標を注視し、地域金融機関に規律を与える役割を担うことで、地域との共通価値の創造に貢献しうること、の 3 点を指摘する。

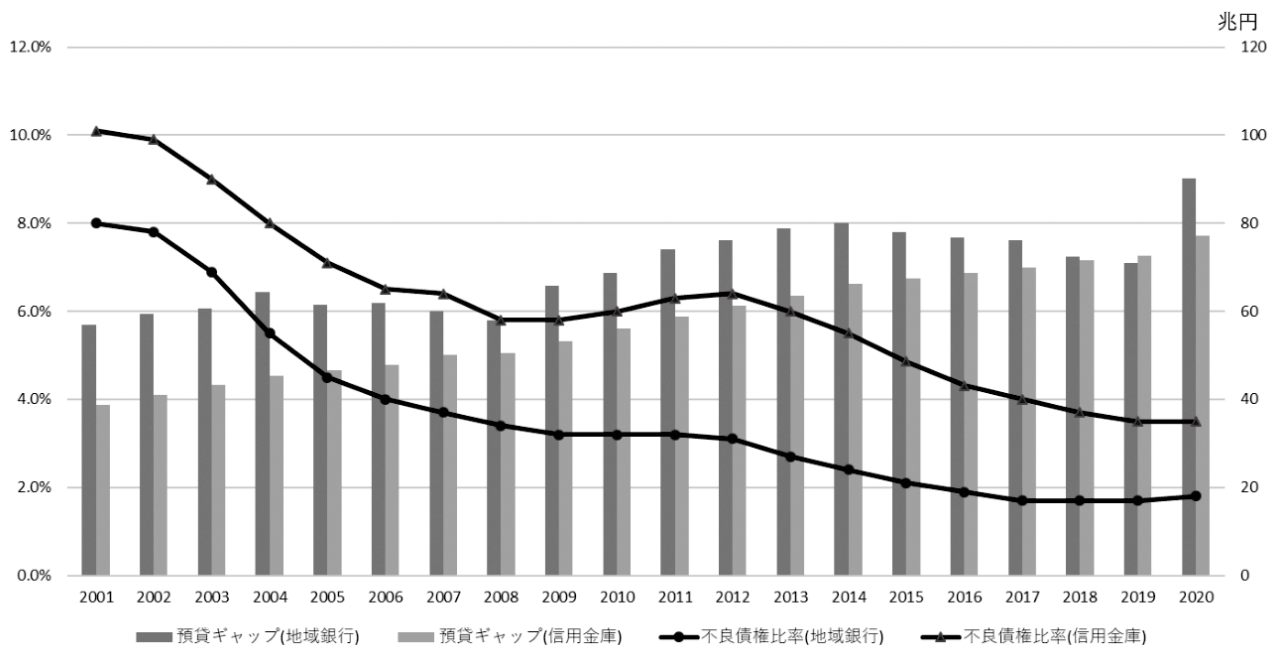
1 地域金融機関経営の現在地

過去 20 年を振り返ると、地域金融機関の経営上の課題は、大きく分けて不良債権処理による財務健全性の回復と、中小企業向け融資における金融仲介機能の回復ならびに強化であったといえる。地域金融行政の方針として、2003 年には「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が施行され、地域金融機関については、地域経済への影響を考慮し、地域に密着した金融を通じて地域経済の活性化を図りながら、不良債権処理を行う方針が示された。すなわち、前述の 2 つの課題は個別に取り組むのではなく、同時並行で取り組むべきという方針である。

前者の不良債権処理については、金融検査マニュアルの導入や金融再生プログラムの施行など金融行政上の対応や、地域金融機関自体の注力もあり、不良債権比率は時間の経過とともに着実に低下している。図 1 で示されているように、ここ 5 年ほどの不良債権比率（金融再生法基準）は低位で推移しており、現在では財務の健全性は回復している¹⁾。

一方で、後者の金融仲介機能については回復していないという認識が根強く残っている。すなわち、地域の資金の提供者と需要者との間を取り持つ金融仲介業者としての役割を果たしていないとの指摘である。地域金融行政においては、2003 年の施行に引き続いて、2005 年には

図1 地域金融機関における不良債権比率と預貸ギャップの推移



(注1) 地域銀行は地方銀行と第二地方銀行の集計値。

(注2) 不良債権比率は金融庁の開示資料から取得し、預貸ギャップについては、日本銀行「民間金融機関の資産・負債」ならびに地域・中小企業研究所（信金中金）の信用金庫統計から筆者が集計した。

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が発表された。さらに、2014年には「事業性評価に基づく融資」が金融庁の監督方針における基本的な考え方として提示された。

そして2016年には、地域金融機関は「顧客との共同価値の創造」の概念が示された。これは顧客企業に良質な金融サービスを提供し、生産性の向上や国民の資産形成を助け、それによって金融機関自身も安定した顧客基盤と収益性の確保を目指すというものである。望まれる地域金融機関の姿の名称は変化してきているが、この20年近くの間、地域金融行政の方針として、金融仲介機能の発揮によって地域顧客に貢献すべきという考え方は一貫している（内田、2021）。

しかし、図1で示されているように、預貸ギャップはこの20年間継続的に拡大傾向にあり、改善の兆しは見受けられない。また、表1で

示されているように、地域金融機関の資産構成を見ると、企業向け貸出の割合は減少傾向にある。一方で、現金・預け金の割合が増加しており、いわゆるカネ余りの様子が見受けられるが、金融仲介機能は十分に回復していないという懸念はぬぐえない。

言うまでもなく、無借金企業の増加や人口減少による潜在的な資金需要の低下による銀行間の融資競争の激化や、金融緩和策による低金利環境の長期化など構造的な要因の影響も大きい。また、金融検査マニュアルの順守など、経営上の自由度が低い状況であったことも言及すべきである。

しかし、近年までミドルリスク企業向けの融資を積極化できなかった点や、新たなビジネスモデルを構築できていなかった点を鑑みると、経営上の問題を抱えていた可能性も捨てきれない（小野、2019；高田・大木、2019）。

表 1 地域金融機関の資産構成の変化

パネル A：地域銀行

決算期	企業向け貸出金	地方公共団体	個人向け貸出金	現金預け金	国債地方債	社債短期社債	その他有価証券
2006/3	43.0%	4.3%	20.5%	3.7%	13.9%	5.6%	9.1%
2011/3	42.1%	6.5%	19.9%	4.0%	16.5%	6.1%	5.0%
2016/3	38.1%	7.0%	19.6%	8.3%	13.3%	5.5%	8.2%
2021/3	36.3%	7.2%	18.7%	19.6%	7.3%	3.5%	7.4%

パネル B：信用金庫

決算期	企業向け貸出金	地方公共団体	個人向け貸出金	現金預け金	国債地方債	社債短期社債	その他有価証券
2006/3	35.6%	1.8%	17.3%	18.5%	10.8%	10.1%	5.9%
2011/3	33.0%	3.2%	14.5%	21.8%	12.1%	11.2%	4.1%
2016/3	29.5%	3.6%	13.4%	23.6%	13.0%	11.8%	5.1%
2021/3	30.7%	3.1%	11.8%	27.3%	9.5%	9.3%	8.3%

(注1) 地域銀行のデータについては、日経 NEEDS から取得し、欠損値を各銀行のディスクロージャー誌から補完した。信用金庫のデータについては、地域・中小企業研究所(信金中金)の信用金庫統計から取得した。集計には、金融機関貸付金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、債権の信託、そして商品有価証券を除外している。
(注2) 企業向け貸出は、貸出金総額から個人向け貸出金(住宅ローンや消費者ローン)と地方公共団体向けの貸出金を除外したものである。

金融仲介機能の強化が恒常的な地域金融における政策課題となっている中、よりダイナミックに地域金融機関のビジネスモデルの変革を促すため、金融庁は「金融監督庁」ではなく、「金融育成庁」として地域金融機関による金融仲介機能の一層の発揮に向け、取り組む姿勢を示した。より明確に金融仲介機能の発揮を評価するためのベンチマークの公表(2016年9月)や、厳格なリスク評価ルールであった金融検査マニュアルの廃止(2019年12月)など、これまでになく踏み込んだ取り組みに着手している²⁾。

2 地域金融の利害関係者としての預金者

これまでの地域金融行政において、預金者の役割について議論されることはなかった。本節では預金者がどのように地域金融機関の金融仲介を通じて、共通価値の創造に寄与できるのかを考察したい。

そもそも預金者は金融仲介における資金の出し手であり、その意味で銀行が金融仲介機能を

発揮するために組み込まれた利害関係者である。金融機関は預金者から“委託された監視者(Delegated Monitors)”として、資金提供者である預金者の代わりに、借り手の審査、融資の実行、そして借り手のモニタリングを行う。各々の預金者が融資を行うよりも、金融機関が専門性をもって実行するほうが、社会的な取引費用(借り手を探す、融資の契約費用、借り手のモニタリング費用など)が小さくてすむというのが経済学的な金融機関の存在意義の1つである(Freixas and Rochet (2008))。

近年では、資金の出し手としてのリターンである預金金利が限りなくゼロに近いため、決済手段獲得のための預金、あるいは価値貯蔵のための預金(いわゆる貯金)としてとらえることが多いように思われる。すなわち、預金者から見れば、銀行は金融仲介機能を果たす主体というよりも、決済手段の提供者であることを銀行の存在意義としてとらえられている。

事実、表2で示しているように、金融広報中

表2 金融機関に求めるもの

調査年	近所に店舗やATMがあるから	店舗網が全国的に展開されているから	インターネットによるサービス・取引などが充実しているから	各種手数料が他の金融機関より割安だから	経営が健全で信用できるから	その他
2010年	79.3%	28.0%	7.2%	9.0%	31.9%	33.0%
2015年	78.5%	27.4%	7.5%	8.9%	29.8%	33.2%
2020年	80.5%	29.2%	17.3%	12.6%	26.0%	29.2%

(注) 金融広報中央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」の問33の結果より筆者が作成。2人以上世帯に対する回答結果を示している。また、回答は3つまでの複数回答を許容している。

央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」における家計の金融機関の選択理由を見てみると、「近所に店舗やATMがあるから」や「店舗網が全国的に展開されているから」、そして「経営が健全で信用できるから」などの店舗やATMの利便性、ならびに財務の健全性の回答が大きな割合を占めている。

この結果は、今日、預金が決済手段あるいは価値貯蔵手段として大きな役割を果たしているという証左であるといえよう³⁾。とくに、決済手段という面においては、預金口座を通じた振り込みやクレジットカード等の支払いなどの決済手段としての役割もあるが、それ以上にATMでの出金による現金での支払いを支えている側面は否定できない。ATMの維持管理費が経営に重くのしかかる中、金融機関はこのような顧客ニーズに呼応してきた経緯がある。預金者の立場からは、限りなくゼロに近い預金金利を受け入れる代わりに、ATM網や店舗網の便益を享受しているといえる。

しかし、周知のように、ATMや店舗網の維持管理は限界を迎えており、金融機関同士のATMの相乗りや店舗の統廃合が進んでいる。また、インターネットバンキングの利用や、キャッシュレス決済サービスの浸透によって、ATM網の重要性が低下し、このような相乗りや統廃合の動きは今後さらに加速するであろう^{4) 5)}。

地域金融機関の観点からも、ATM網や店舗網の重要性が低下して統廃合することになれば、費用削減効果を楽しむことになる。結果として短期的には、費用の削減の達成によって経営効率が改善するであろう。

しかし、中長期的には望ましくない結果を招く可能性がある。限定的な営業エリアを持つ地域金融機関にとっては、戦略上、地域において盤石な営業基盤を構築することが最重要課題である。前述のように、インターネットバンキングの利用やキャッシュレス決済が浸透すれば、密な店舗網やATM網の存在意義は薄れていくと考えられる、しかし、地域金融機関にとって店舗は、地域の顧客との直接的な接点を持つ重要な場であり、また、地域コミュニティの情報を収集するための場でもある。

藤原(2021)のレポートでは、このような場としての店舗の重要性を指摘しており、これ以上の店舗の削減を行うべきではないとし、店舗は“手続きの場”としてではなく、金融を“体験する場”としての必要性を主張している。同(2021)のレポートでは、店舗に地域PRを展開するテナントショップやコミュニティの場としてのカフェの併設事例が紹介されている。このような店舗の形態変化は、顧客との接点を維持していくうえで重要度を増すであろう。

加えて、地域金融機関は、顧客との直接的な

接点を失えば、より魅力的なインターネットバンキングサービスを持つ他行や、新たな形態の銀行いわゆるネット銀行に預金者を奪われる可能性がある。安定した資金調達基盤を失うことになれば、地域に対する金融仲介機能を十分に発揮できなくなり、結果として地域経済への負の影響を及ぼしかねない。また、地域経済への負の影響は、資金調達基盤のさらなる弱体化を意味する。このような負の連鎖に陥れば、地域金融行政が掲げる「地域との共通価値の創造」は困難を極めるであろう。

現状の資金調達基盤を鑑みると、コロナ禍における給付金による増加や相続による流出などの固有要因の影響があるとしても、本質的な変化は生じておらず、地域金融機関の資金調達基盤の弱体化は生じていないように思われる。この点については、1節の図1でみた預貸ギャップからもうかがえる。しかし、中長期的には、地域における資金調達基盤、すなわち地域の預金者を確保する魅力的な仕掛けが必要になってくるであろう。また、このような仕掛けを作り、維持していくためにも、地域金融機関自身の収益性向上は必要不可欠である。

ところで、地域の預金者から提供を受けた資金（預金）はどの程度地域の貸出に結びついているのであろうか。そもそも、このような地域内での資金の流れが生じなければ、持続的な地域との共通価値の創造は達成できないであろう。

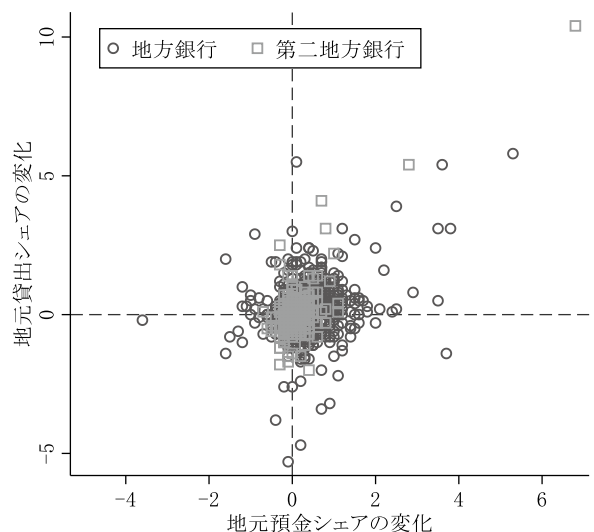
この点を確認するために、地域銀行（地方銀行と第二地方銀行）を分析対象として、地元（本店所在地がある都道府県）の預金シェア（預金額全体に占める地元の預金額のシェア）の変化と貸出シェア（貸出額全体に占める地元貸出額のシェア）の変化を散布図にしたものが図2である⁶⁾。データの期間は2005年3月期から2020年3月期までの16年間である。また、両シェア

の変化分は1時点間である。

散布図をみると、弱い正の相関（ピアソンの積率相関係数 = 0.37、スピアマンの順位相関係数 = 0.24）がみられる。また、単回帰分析を実施した結果、地元貸出シェアの変化 = $0.005 + 0.553 \times$ 地元預金シェアの変化（決定係数 = 0.14）となった。すなわち、平均的に1%ポイントの地元預金シェアの増加は、0.55%ポイントの地元貸出シェアの増加につながっていることを示している。

このように、必ずしも地元における預金シェアの増加が地元の貸出シェアの増加につながっているわけではない。もちろん、地域銀行は本店所在地のある都道府県以外においても、営業基盤を有することが一般的である。したがって、地元の預金が他の都道府県の営業エリアの融資に繋がっている可能性がある点は注意が必要であるが、地域金融を支える利害関係者として預金者は、このような事実を理解しておく必要があるであろう。

図2 地元預金シェアと地元貸出シェアの関係



(注1) 『金融ジャーナル増刊号金融マップ』よりデータを取得している。

(注2) ここでの地元とは、本店所在地が存在する都道府県である。

地域で生活をする預金者の観点からは、金融仲介の利害関係者として、持続可能な地域経済の発展に資する共通価値の創造を目指すならば、提供した資金（預金）が他の地域の企業に融資されているよりも、預金者自身が生活の基盤としている地域に融資され、地域の発展に寄与しているほうが望ましいといえる。前述のように、このような資金の流れ、さらには融資→経済の活性化→預金の増加→融資→・・・といった資金の循環が地域内でなければ、持続的な共通価値の創造は達成できないであろう。

3 共通価値の創造のための情報開示

これまで議論してきたように、現在の地域金融行政における重要課題は、金融仲介機能を発揮することで、いかに地域顧客との共通価値を創生していくかである。また、持続的に共通価値を創造していくためには、地域金融機関の収益性確保も必要であることに言及しておかなければならない。収益性を無視して、慈善的に顧客企業を支援することで創造される共通価値は、持続可能なものとは言えない。

地域金融機関は、金融仲介機能の発揮によって生じる（1）顧客企業の生産性の向上→（2）地域における雇用と消費の増大→（3）地域経済の活性化→（4）家計の資産形成と企業の資金需要の拡大→（1）顧客企業の業績向上→・・・といった好循環の中で、収益性の向上ならびに安定化を図る必要がある。すなわち、地域経済と共栄関係の構築である⁷⁾。このような好循環は、地域金融機関に対する地域経済からの信頼の形成にも寄与し、このような信頼関係は共通価値の創造をさらに強固にすると考えられる。

前述のように、地域の預金者は、資金の循環を支える資金提供者であり、地域金融における利害関係者である。したがって、預金者には自

らの資金（預金）が地域金融機関によってどのような企業に融資され、そしてそれが自らの生活する地域経済にどのように貢献しているのかを積極的に理解する姿勢が望まれよう。すなわち、預金が創造する地域内の雇用や所得の増加などの付加価値の理解である。この付加価値は、預金者が生活をする地域経済の活性化に寄与するものである点を鑑みると、預金者と地域金融機関の間における共通価値ともいえる。いささか大胆な指摘に思われるかもしれないが、これは金融仲介における本質的な関係に従ったものである。

このような預金者の姿勢に対して、地域金融機関はディスクロージャー誌等を通じて、預金がどのように地域経済に還元されて、付加価値を生んでいるのかを積極的に情報開示すべきであろう。前述のように、金融庁は金融仲介機能のベンチマーク指標の活用を地域金融機関に促しており、顧客企業の業績改善件数などが開示されるようになった。しかし、開示されているベンチマーク指標は具体性に欠ける印象を持つ。例えば、顧客企業の具体的な経営指標の変化などはほとんど開示されていない。

また、金融仲介機能を発揮したことによる改善なのか、企業の経営努力などの企業側の要因によって改善されたのかが判別できないことも多い。より精緻なデータ分析によるベンチマーク指標の開示が望まれる。

より精緻なベンチマーク指標の一例として、吉原（2021）で分析されているi bank indexを活用することも考えられる。実際に、遠藤（2020）によると、松本信用金庫ではベンチマークとして活用を検討していると述べられており、当該金庫の顧客企業への貢献度合いの指標としてi bank indexが掲載されている。

このような“Name and Shame（名指しと恥さ

らし) ”になることを恐れない積極的なベンチマーク指標の開示は歓迎されるべきであろう。地域の預金者は利害関係者として、このようなベンチマーク指標を理解したうえで、地域の監視者として注視し、地域金融機関に規律を与える役割を担うことで、地域との共通価値の創造に貢献できるかもしれない。

自らの金融仲介の力、吉原(2021)の言葉を借りるならば、“金融力”の開示を行っていくことは、地域との共通価値の創造を掲げる地域金融機関によって、地域経営基盤を維持、そして強化していくうえで重要な意味を持つ。地域金融機関の積極的な金融力の自己分析とその開示に期待したい。

4 おわりに

本稿では、まず地域金融機関が抱える経営課題について、過去から現在への地域金融行政の変遷をもとに整理した。地域金融機関は、2003年の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の施行以降、一貫して地域経済への貢献が求められている。地域金融行政においては、そのための金融仲介機能の回復が中心の方針となっている。近年では、「顧客との共通価値の創造」を重視する方針が打ち出されており、金融庁は、金融仲介機能に関するベンチマークの公表や、金融検査マニュアルの廃止などより踏み込んだ取り組みを行っている。

地域金融機関の「顧客との共通価値の創造」の実現に対して、本稿では地域の預金者が果たす役割に着目した。これまでの地域金融行政の方針において、地域の預金者が果たす役割については、取り上げられていない。しかし、地域の預金者は、地域金融を担う資金の出し手として重要な利害関係者である。

本稿では、次の3点を指摘している。第1に、預金者には自らの資金(預金)が地域金融機関によってどのような企業に融資され、そしてそれが自らの生活する地域経済にどのように貢献しているのかを積極的に理解する姿勢が望まれる点である。

そして第2に、このような預金者の姿勢に対して、地域金融機関はディスクロージャー誌等を通じて、預金がどのように地域経済に還元されて、付加価値を生んでいるのかをベンチマーク指標として積極的に情報開示すべきという点である。すでに金融仲介機能の発揮にかかわるベンチマーク指標の開示が進んでいるが、開示されているベンチマーク指標は具体性に欠けている。また、金融仲介機能を発揮したことによる改善なのか、企業の経営努力などの企業側の要因によって改善されたのかが判別できない。より精緻なデータ分析によるベンチマーク指標の開示が望まれる。

このような開示を行うためには、膨大な顧客データの分析が必要になる。分析を担う人材が不足しているのであれば、産学連携やコンサルティングファームなどの外部機関を活用することも検討すべきである。顧客情報という機密性の高い情報を扱うため、ややハードルが高い取り組みであることは否めないが、閉鎖的な組織からの脱却を図るためにも、このような取り組みを行うことの意義は大きい。

そして第3に、地域の預金者は地域の監視者として地域金融機関を注視し、規律を与える役割を担うことができるという点である。このような役割は、地域との共通価値の創造に資するものである。


【注】

- 1) 不良債権額を時系列で比較する際には、債務区分の変更を可能とするような監督緩和策の影響に注意が必要である。星（2011）は中小企業金融円滑化法が開示されている不良債権額への影響を考察しており、少なくとも地域銀行において13兆円ほど実際の金額と乖離している可能性を報告している。
- 2) 公表されたベンチマークは3項目5指標の共通ベンチマークと、14項目50指標の選択ベンチマークがある。詳細は金融庁（2016）を参照していただきたい。各金融機関の公表内容を見ると、金融機関が独自で公表しているベンチマークも存在している。
- 3) 学術的な研究では、銀行の健全性が預金の流出に影響を及ぼしていることが報告されている。例えば、Fueda and Konishi（2007）は、我が国の銀行を対象とした分析において、不良債権比率が高い銀行ほど、預金の流出に直面していることを報告している。しかし、近年では銀行の健全性は十分に改善されているため、預金者の金融機関選択における大きな要素にはなり得ないであろう。事実、表2で示されているように、金融機関の選択理由において「経営が健全で信用できるから」の回答割合は低下傾向にある。
- 4) 全国銀行協会が公表している決済統計年報によると、2010年時点での地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫）のATM（CDを含む）設置台数は68,438台、2020年時点でのそれは60,437台となっている。
- 5) 「家計の金融行動に関する世論調査」では、単身世帯に向けた調査も実施しており、この調査結果では、金融機関の選択理由として「近所に店舗やATMがあるから」の回答割合が減少傾向にある。単身世帯の回答者属性は、表2で示した2人以上世帯よりも若い年代の層である。これらの若い年

- 代の層では、インターネットバンキングやキャッシュレス決済の積極的な利用によって、店舗網やATM網の重要性が薄れていることがうかがえる。
- 6) 信用金庫については、融資そのものが営業エリアに限定されていることや、データの利用可能性の問題から分析を実施していない。
 - 7) このような地域経済、より具体的には地域に所在する顧客企業のパフォーマンスと地域金融機関の収益性に正の相関が生まれるためには、相応の時間を要すると金融庁も指摘している。この点については金融庁（2018）を参照されたい。

【参考文献】

- 吉原清嗣（2021）『金融力の測定—金融機関の新指標 i Bank Index』 きんざい。
- 内田浩史（2021）「地域金融機関の社会的インパクトに関する経済学的考察」『国民経済雑誌』第224巻第1号、pp.53-72。
- 遠藤晃（2020）「コロナ・ショックに向き合いチャレンジする～新たな企業支援の可能性～」『Monthly 信用金庫』12月号、pp.9-12。
- 小野有人（2019）「地域金融機関をめぐる経営課題」『証券アナリストジャーナル』第57巻第2号、pp.17-27。
- 金融庁（2016）「金融仲介機能のベンチマーク」（URL: <https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3/01.pdf> 閲覧日: 2021年12月25日）。
- 金融庁（2018）「平成30事務年度における地域金融行政の進め方について」（URL: <https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/siryoku/20181113/01.pdf> 閲覧日 2021年12月25日）
- 高田創・大木剛（2019）「戦後地域金融機関モデルの転換と進化-処方箋は地域商社化と信託機能の活用」『証券アナリストジャーナル』第57巻第2号、pp.38-50。



星岳雄 (2011) 「日本の金融システムに隠されたり
スク」『NIRA オピニオンペーパー』(4)。

Fueda, I., and Konishi, M. (2007) “Depositors’
response to deposit insurance reforms: evidence
from Japan, 1990–2005.” *Journal of Financial
Services Research*, 31 (2) , pp.101-122.

Freixas, X., and Rochet, J.C. (2008) *Microeconomics
of banking*. MIT press.

なかおか たかよし

2011年3月神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了、博士(商学)。SMBC日興証券(株)産業調査部財務戦略課を経て、2012年4月より現職。

【主要著書ならびに論文】

“Utilization of Soft Information on Bank Performance: The Roles of Relationship Lending in Competitive Local Markets,” Springer Briefs in Economics: Development Bank of Japan Research Series, 2019 (共著)

“Same information, different value: New evidence on the value of voluntary assurance,” *Journal of Accounting and Public Policy*, 40 (5) , 106856, 2021 (共著) など
